

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人徳信会

目次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 定義等.....	1
第2章 報酬等.....	1
第3条 報酬の支給.....	1
第4条 報酬の額の決定.....	1
第5条 報酬の支給方法.....	1
第6条 実費弁償費等.....	1
第7条 出張旅費.....	2
第8条 費用.....	2
第9条 公表.....	2
第10条 改廃.....	2
第11条 補則.....	2
附則.....	2

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この報酬等の支給基準は、社会福祉法人徳信会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款15条の1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。なお、専務理事とは、理事長の命を受けて常勤として当法人及び当法人が運営する施設（以下「当施設」という。）の運営の業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款5条の定めによる評議員をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、報酬を支払うことができる。

2 当法人は、監事に対して、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の非常勤理事の報酬総額は25万円、監事の報酬総額は25万円を超えない範囲で支給する。

- 2 常勤理事に対する報酬額は、別表1に定める金額の範囲内で、理事会において決定する。また、退職金については、退職金を支給する事由が発生した年度において、評議員会で決定する。
- 3 非常勤理事に対する報酬の額は、別表2に定める金額とする。
- 4 監事の報酬額は、別表3に定める金額とする。
- 5 評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 3 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(実費弁償費等)

第6条 役員及び評議員が理事会・評議員会への出席したとき、監事が監事監査を行ったと

き、及び理事長の依頼を受けて当施設の施設運営の業務に携わった時は実費弁償費を支給する。

2 常勤理事においては、第1項は、適用しない。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、第6条に規定する業務以外の法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払う。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実費を考慮し、増額することができる。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この基準は、平成29年 4月 1日より適用する。

2. この基準は、令和 6年 7月 1日より適用する。

別表1

常勤理事の報酬年額25,500千円までの範囲内

別表2

名称	報酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
理事長の依頼を受けて その業務にあたった場合	5,000円

別表3

名称	報酬
監事監査及び指導報酬	5,000円
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
理事長の依頼を受けて その業務にあたった場合	5,000円

別表4

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費